



第 22 期第 22 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 6 年 1 月 24 日

第22期 第22回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年1月24日(水) 午後2時から

2 場 所 静岡中央ビル5階 第1会議室(静岡市葵区追手町9-18)

3 議 題

(1) 諮問事項

ア くろまぐろ(小型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について 資料1

イ あおりいかしば漬け網漁業の許可について 資料2

(2) 協議事項

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針、制限措置及び条件について 資料3

(3) 指示事項

アオウミガメ及びタイマイの採捕について 資料4

(4) 報告事項

ア 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業の操業(貝けた網漁業)について 資料5

イ くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量の変更について(期間繰越) 資料1

(5) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人
	内山 希人	高田 充朗	金指 治幸	原 剛
	渡邊 俊了	鈴木 伸洋	影山 佳之	李 銀姫
	安間 英雄	眞鍋 淳子		
Web参加委員	三浦 綾子	田口さつき		
水産・海洋局	吉野 晃博			
水産資源課	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介	
事務局	伊藤 円	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第22回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。また、本日、田口委員と三浦委員はWeb参加となっております。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、こちらの会場についてですが、飲食可能となっております。水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話し願います。それから、机の上に資料と一緒に浜名湖花博のチラシを置かせていただきました。3月から開催されますので、ぜひお越しください。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。
鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私から。新年早々、何にも楽しくない話なんですが、天候が悪くて、出漁日数も少ないです。その中で、やっと出漁してもイルカの被害で水揚げがない状態です。非常に厳しい状態で、これは伊東の方も同じだと思えます。その辺をクリアしないと、水揚自体は伸び悩みどころか激減すると思えます。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆沖のサバ漁ですが、やはり黒

潮の大蛇行で、漁場のほとんどに黒潮が被ってしまって、昨年末からずっと大島周りを操業しています。水温はだいたい20℃前後ですが、漁そのものはあまり芳しくありません。新年になりまして4航海やりましたが、だんだん悪くなって、4航海目は全部で3トン半の漁獲でした。水温はプラスマイナス1℃くらいで変わるんですが、20℃基準に21℃くらいになると漁や反応は芳しくありません。20℃ちょうどくらいだともう少し魚探の反応が出るような気がします。少し離れたところにも反応はあるのですが、深いところから上がってこないです。昨年と同時期とはかなり雲泥の差がありますが、今後期待というところではあります。以上です。

○日吉委員

伊豆の定置網です。スルメは少ないながらも続いていたんですが、ここ2週間くらいから量がなくなりました。本来ならばたくさん獲れるはずのサンマもほぼ顔を見なかったです。サバもほぼ激減という状態です。スルメも200kgとか300kgくらいは獲っていますが、魚価が1,500円くらいします。これは、ヤリイカと同じくらいの高値です。これだけ庶民の魚として浸透していたスルメイカが、ここ数年でここまで減ったのかと思います。資源管理をちゃんとしないと次世代の日本人が食べられない時代が来ます。

環境変化のせいだけでなく、資源管理も大事です。黒潮蛇行だけでなく、乱獲とか管理をしなかった漁業のツケが来ているのだと思います。

サバも水産庁はいると言っています。我々はいないとおっしゃいます。水産庁は、EEZの外でロシア船のトロールが獲っていると言っています。ですが、国内のEEZの中には、ほとんどいないです。全然納得できません。

定置業界はTACに賛成していますが、簡単に賛成してるわけではないです。TAC管理のために放流しなければいけないのでは、商売にならないです。そういうことをしても、次の世代に資源をつなげて行くことを思えばしょうがないと思います。定置漁業は、ソナーで追いかけるわけではなく、大型の網で巻くものでもなく、湾で網を仕掛けて待っている漁業なので、余計に資源の変動を感じる漁業であります。

私は、水産庁の水政審の委員をやっていますが、そこでは

獲らせろという意見しか出ないです。前は、農業の政策評価委員をしていましたが、農林の委員は国の先の未来の話をしていました。水産では、そういう将来の話はほとんどなく、後ろに漁業団体がついていて、獲らせろと。TACは反対だと。資源評価は信じられないから獲らせろと。これは、ほとんどの漁業団体が言っている意見です。

僕らみたいなちっちゃな田舎の漁師が言っても変わらないかもしれないですが、どっかで変わらないといけないと思います。以上です。

○高田委員

いとうの高田です。会長から私のところにくるまでで、言いたいことはほとんど言ってくれました。漁の方は不漁が続いています。あとは、黒潮の接近により沿岸の海藻やアワビ、サザエ、イセエビも不漁です。以上です。

○金指委員

内浦の金指です。日吉さんの言葉で、まき網漁業は心に刺さります。今年は、去年からかなり市場の休みが増えて、静岡県のまき網については、現行水準を定められても、そこまですべても獲れないような状態です。

また、県内で資源管理について述べるためには、もっと他の学識者の方とか、様々な意見を聞いてみたらどうかと思いました。

去年1年間海に出て、獲れているような気がしたんですけども、イワシとサバで前年より約800トン少なかったです。獲れていたつもりでしたが、結果から見れば、資源が少なくなっていると感じました。

今年は正月が明けて、内浦のまき網3か統は、網のメンテをしていて1日も出漁していません。なので、駿河湾にどれくらい魚がいるか分からず、高田さんに聞いても東伊豆はイワシは見えないよ、とのことなので、私もいろいろな方から情報を仕入れています。今出ても獲れる魚がないのかなと見合わせている状態です。以上です。

○原委員

由比港は、12月いっぱいではほとんどの漁がシーズンオフで、稼働しているのは定置くらいです。日吉委員と同じ話にはなりますが、定置網は今月6日から今日までの漁で合計2

トンだけです。1日平均180キロで、本当にひどい状況です。どうしたらいいかといっても、定置は待ちなので、回ってくる魚を待ってるしかないです。

報告事項なのですが、サクラエビの去年の11月、12月の漁は、最終的に192トンで終わりました。これは6、7年前と比べると少ないですが、これは見えなくてこの数字になっているわけではなくて、今年のサクラエビの産卵に影響がない場所でずっと漁をやっていました。小さいサクラエビが見えた区域では漁をしないようにしていました。なので、今度の春漁が順調にいけると思っております。ですが、他の魚は日吉さんに相談ながら、何とかしてもらおうようにしたいです。

○西原委員

南駿河湾漁協です。14日にシラス漁は終了しましたが、1月は2日程度の出漁に終わりました。兵庫の豊漁のせいで、2万、3万円台に相場が下がりました。加工業者も高いときの在庫を持っているので、なかなか大変だと思います。

キンメ船に関しては、天竜沖が強風のため1日だけの出漁でした。あとは、曳き縄船ですが、天候がなかなか良くないので、今まで5日程度の出漁に終わりました。ですが、良いときは1船80～100キロくらいのカツオが釣れておりました。定置関係は、サワラとタチとゴマサバがいます。由比ほどひどくはありませんが。また、時化ればイセエビが上がります。水が澄めば、ナマコ、アワビの水揚げがあります。今年はクロアワビの値段が異常で、高ければ3万3千円という値がついております。能登の方の影響があるのかとは思いますが。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。シラス漁は休漁期間に入っております。12月は天候が良く、例年ですとあまり出られないのですが、12月、1月で13日ほど出漁しました。それなりに獲れたので、なんとか生活ができていますが、あまり良いような感じではないです。

浜名湖ですが、アサリはだめに出漁している漁師もいません。それから、シラスウナギ、ノリ、カキは、この頃の天候の冷えて、のりの場合は冷えている方が良いので、これから

のことを期待しています。

漁師を長年やっていますけれども、気候や海の状態の変化になかなかついていけない状態で、困惑しております。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。トラフグは、日よりもそろわないこともありまして、4日ほどしか出ていないです。1日だけ高値だったのですが、それからは単価が安くて、1キロのフグでもキロ2千円を切るような状態で、連続で出ることがないです。量的にも少なくても10から良くて30匹くらいです。単価が安いので、出漁も考えなければいけないという状態です。

○鈴木会長

皆様ありがとうございました。次回に期待というような内容で、まだまだ海の水はしょっぱいですので、あきらめないで頑張っていきましょう。

それでは、本日の議事録署名人を、原委員と渡邊委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項のア くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてと、報告事項のイ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についてですが、こちらは関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。よろしく申し上げます。座って説明いたします。

お手元の資料1を御覧下さい。今回は、小型魚の数量を変更する旨の諮問をいたします。内容は県留保のうち、2.7トンが漁船漁業等に配分したい、というものです。それでは資料に沿って御説明いたします。

I 経緯の【資源管理の経緯】、その下の【資源管理にかかる近

年の状況】についてですが、こちらについては以前から継続して御説明しておりますので割愛いたします。今、目指しているのは下線部分のとおり、翌年の自県枠確保のため、県枠をオーバーせずかつ高い消化率で管理期間を終わらせることです。

これを前提としてその下のⅡの諮問事項の説明に移ります。今回の諮問は、くろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の数量変更となりますが、小型魚、そして大型魚の県全体の枠と消化状況については3ページに表を掲載してございます。3ページ下の表を御覧ください。上半分が小型魚となっております。ざっとの説明ですが、県全体で消化率70%となっております。下半分は大型魚となりますが数量上の大きな変化はありません。詳細については後ほど御確認いただければと存じます。

それでは、1ページ下にお戻りください。採捕状況とそれに基づく数量変更案について(1)小型魚から説明いたします。まず、定置漁業です。小型魚は4か月ごとの管理期間を設けて小分けの管理をしていますが、12月からの期間別消化率について、定置漁業は1月22日時点で13%となっております。このため、前回の海区委で諮問し答申を得た一定条件下での留保解放は現時点で実施しておりません。また、現在の主な入網サイズは1kg前後となっております。

なお、留保解放を実施していない背景としては、定置網の盛漁期が1月から年度明けまで続くため、その期間にくろまぐろの入網があった場合に備え、今までのところは漁獲枠を保持したいという考えに基づいてのものです。

次に漁船漁業等になりますが、同じく1月22日時点の期間別消化率は81%となっております。前回の海区から一気に増えておりますが、これは12月の1か月間に約10.2トンを探捕したためです。連日1~2トンを探捕する日が続いたため、12月28日には採捕停止まで残り2.5トン弱となった時点で、県から採捕自粛を要請しました。現在、報告を受けている主な採捕サイズは約1~2キログラムと約7~8キログラムに分かれています。1番の稼ぎ時と思われるお正月前は終わりましたが、今後も採れる時に採れるものを、という想定で、数量変更については、上記状況を踏まえ、県留保のうち定置漁業用に仮で確保している2.8トンを除いた残りの2.7トンを漁船漁業等に配分したいと存じます。

なお、融通制度の活用については、今年度、申請機会は残り1回程度となりますが、必要があれば適宜活用したいと思いません。

今回の小型魚に関する諮問事項、前回までの諮問・答申事項及び全国の消化状況は以下に記載のとおりとなっております。

次に大型魚です。今回、特に諮問事項はございませんが、採捕状況について報告いたします。漁船漁業等及び定置漁業において、基本的に前回の海区から消化した数量そのものに大きな変化はございません。また、他県からの譲渡について要望を継続してあげておりますが、今のところこの県も「もらうだけ」の譲受は成立しておらず、本県も同様となっております。

また、その下に前回までの諮問・答申事項、それから3ページに参考として全国の消化状況を記載してございます。

ただ、今回、1点この場で報告させていただきますが、(2)の大型魚の採捕実績に記載している、その他の区分において0.2トンの採捕があったという点について、正確には2本で計230kgの採捕がありました。今回のこの海区の本議題は、小型魚の留保解放について、となっておりますが、大型魚でイレギュラーの採捕がございましたので併せて報告させていただきます。

漁船漁業等の区分のうち、一本釣りやはえ縄、ひき縄釣等の自由漁業でくろまぐろを採捕するには、まず、太平洋広域漁業調整委員会の指示に基づく承認が必要となります。大型魚に限っては、更に上乘せする形ではえ縄漁業者とひき縄釣漁業者を静岡海区の指示で分類と言うか、登録しています。しかし、年末の12月29日に、そもそもの太平洋広調委の承認を持っていない漁業者が、大型魚を2本採捕したという事案がございました。

本案件については、採捕した内容が判明した後、県から水産庁へ報告しており、先日、水産庁内の協議を経て、太平洋広域漁業調整委員会会長から採捕者に対して指導がなされたところでございます。この報告につきましては、本来の諮問事項とは別ですが、クロマグロの資源管理の話ですので、御意見、御質問等ございましたら、この後の質疑で承りたいと存じますし、時間を要してしまうようであれば、休み時間

等の場合でも個別にお答えしたいと存じます。

それでは、元の諮問内容についての説明に戻ります。続いてA3で綴じ込んでいます4ページを御覧ください。こちらに、令和5管理年度の知事管理量、採捕の種類別、期間別の割当量の変更を経過とともにお示ししています。こちらは漁獲枠についてのものです。

表の1番左が区分で、小型魚と大型魚を分けております。数値の入っている列については左にある※3が年度当初の値、そこから右に移るごとに数量の変更を時系列でお示ししております。現在の枠の値は中央の谷折り線の一つ右側の列、変更※6とあるもので、11月末までの期間終了による繰越し処理及び大型魚の留保を解放しはえ縄漁業に配分した後の値となっております。この※6の現在の枠をお示ししている、この箇所につきましても、細かな説明は特にいたしません。本資料の1番最後のページに添付してあります。12月19日付け県広報にて公表し皆様にも文書をお送りした数値となります。この4ページにつきましても、ここから、右向きの矢印の先、1番右の列が今回の諮問内容となります。

1番右の列への数量変更については★の付いている箇所は現時点で実施されていない条件付きの変更、今回の諮問対象のものはセルに色をつけておりますが、小型魚の留保2.7トンが漁船漁業等に移る、という部分でございます。

以上が、今回の諮問にかかる数値変更の案となります。次の5ページを御覧ください。こちらには、知事から海区会長にあてた知事管理漁獲可能量の変更に関する諮問文、次の6ページには本数量変更が問題無い旨の答申が得られた場合の告示案、それから次の7ページには、漁業法の関連条項等を抜粋したものを添付してございます。

7ページに下線を引いた箇所がございしますが、今回の諮問事項については、漁業法第16条第5項に記載の軽微な変更となりますので、本案が問題ない旨の答申が今回得られれば、この後、速やかに小型魚の留保解放の公表手続きを行い、漁船漁業等の枠を変更いたします。

それでは、3ページにお戻りいただき、2諮問事項、を御覧ください。小型魚と大型魚の数量変更について、漁業法第

16条第5項に基づき知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき諮問いたします。

それでは、ご審議の程よろしくお願いします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、まずは小型魚の留保解放について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○高田委員

決して責めるわけではないですが、まき網のクロマグロの混獲量が分かっていたら教えて欲しいです。ひき縄の漁業者が気になるものですから、県がその辺を知っていたら教えて欲しいです。

○松浦主査

まき網に入る数量は、この場で正確な数字を即答できませんが、想像されているより少ないと思います。そんなに多くはないと思いますが、分かったらお答えします。

○日吉委員

大型の枠は20ページにあるとおり、答申が終わっているので、なるべく2月くらいに会合を開いて、大型の枠を3トンくらい提示できればと思います。他の定置漁業者の意見を聞いて決めたいと思います。漁場が遠いので、早めに漁船に融通してあげれば、消化率が高められると思います。

小型なんですけど、ちょっとひっかかる文章があります。悪意がないのは分かるのですが、「漁獲枠の有効利用のために高い消化率で管理年度を終了すること」とあり、文章的にはいいんですけども、現場では徹底した資源管理を行って、この消化率を保っているのに、期間の最後には高い消化率を求められるというのは、矛盾している気がします。みなさん御理解しているとは思いますが、漁業者は努力をしているということも御理解していただきたいです。

- 松浦主査 水揚げしたという事実よりも、その背景には、資源管理のための事前努力があるということですね。
- 日吉委員 そうですね。現場の漁業者は相当苦勞して放流しているので、この言葉だけで済まされるのはどうかなと思います。消化率が80%を超えると、静岡県に対して、来年追加で枠がもらえます。その背景には、努力があつて枠が保たれているということを漁業者委員にも理解していただきたいです。
- 鈴木会長 では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
- 鈴木伸洋委員 諮問事項については意見はないですが、改めて学識の方からも今の日吉委員の発言は重要だと思います。結果論で消化率はこうでした、という報告であればそれだけで終わってしまいます。ですが、静岡県の海域の特性を踏まえて、水産庁にもそのことを汲んでもらって、その上で、この消化率なんだということを報告をしていただかないと、ただ消化率が高いということで終わってしまいます。各県の具体的な努力を踏まえて水産庁へ報告をしていくことが重要だと思うので、ぜひ事務局にはお願いしたいです。
- 鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 それでは、諮問事項のア くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、報告事項のイ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、原案のとおり了承します。
続きまして、諮問事項のイ あおりいかしば漬け網漁業の許可について、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任

水産資源課の永倉です。それでは資料2を御覧ください。

あおりいかしば漬け網漁業については、あおりいかを漁獲対象とする船びき網漁業です。ヤマモモや椎の木等の常緑樹の枝でアオリイカが産卵する粗朶礁、これは枝を束ねたものになりますが、それを人工的に作り、産卵に来たあおりいかを網で囲み、粗朶礁は引き揚げずにイカだけを引寄せて漁獲する漁業です。

網の形は下の図の左側のとおりです。

操業は一回当たり30分から1時間かけて行い、下の図の右側にあるように、粗朶礁の周りを船でぐるりと一周して網を広げ、その範囲にいるイカを漁獲します。粗朶礁は網を引き揚げるときに一時的に水中に吊るした状態になりますが、網を上げたあとまた戻します。粗朶礁は複数の場所に設置しており、順番に操業しているようです。

それでは許可の取扱いについてご説明します。

「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 1 基本方針 (6) 短期許可等について」、あおりいかしば漬け網漁業は「来遊状況が年により変動があることを考慮し、本漁業の許可は短期許可（おおむね来遊期間内）とする」と定めています。

このため、今回、新たに令和6年の春から夏にかけて操業する許可について諮問いたします。

現在、許可証を発給しているのは、沼津市では静浦漁協と内浦漁協、伊豆市では伊豆漁協の土肥支所となります。許可件数の推移は直近5年分では以下のとおりです。令和5年では静浦が5件、内浦が7件で合計12件、それから土肥では3件となっております。

次に、操業区域についてですが、各漁協とも共同漁業権内に粗朶礁を設置して、その周辺で行っております。

実際の漁獲状況です。2ページを御覧ください。地区ごとの漁獲量と操業1回当たりの漁獲量、CPUEをグラフで示しています。漁獲量は棒で、CPUEは折れ線で示しています。

各グラフの横軸は年を、縦軸の左は漁獲量、右はCPUEを示しています。漁獲量については、特に沼津市の内浦と静浦で年による変動が大きい傾向にありますが、折れ線で示したCPUEについては各地区で平成31年を中心に高くなっている

ことからこの年は資源状況が良かったのではないかと考えていますが、それ以外の年ではおおむね安定しており、明らかな低下傾向にはないと考えられ、引き続き昨年と同じ内容で許可を行うこととしたいと考えております。

それでは2の諮問事項を御覧ください。

あおりいかしば漬け網漁業の制限措置の内容、有効期間等について、静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第15条第2項に基づき許可の有効期間を、別紙告示案のとおり定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問いたします。

この諮問内容となる告示案については4ページに記載しております。4ページを御覧ください。

制限措置については、漁業種類、操業区域、漁業時期、船舶の推進機関の馬力数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、隻数いずれも昨年と同様の内容であり変更はございません。

(2)として、許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和6年3月1日から同年3月31日までの1か月、(3)の備考には、この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和6年8月31日までとしています。

皆様にお諮りし、了承が得られた場合は、当告示案通りに県公報に掲載いたします。

なお、軽微な修正等あった場合には事務局に一任していただければと存じます。以上よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、昨年度と同じ内容で許可することについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

先に私の方から。漁法等は毎回出てくるので、皆さん御存知だと思いますが、許可件数、許可した隻数の全てが実際に操業しているか分かったら教えていただきたいです。

- 永倉主任 過去については今すぐ分かりませんが、R5年度については操業していない船もございます。
- 鈴木会長 その隻数についても教えていただけますか。
- 永倉主任 すぐは分かりませんが、また調べて、あとでお知らせします。
- 鈴木会長 では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
- 李委員 内浦で2隻減っている理由は分かりますか。
- 永倉主任 単純にやらなくなっただけだとは思いますが、当時の背景を調べて後日回答します。
- 金指委員 去年聞いた話では、期間の始めは獲れなかったが、8月以降はそれなりに獲れたと聞いています。全体的な水揚げは良いときからは減っていますが、この期間の漁業としては成り立っていると思います。
- 影山委員 とくに異議があるわけではないですが、グラフデータを見ると、金指委員からもありましたが、ここ4、5年は、漁獲量は少し低下傾向であって、CPUEは少し高めになっています。これから考えると、出漁して獲れることには獲れるが、全体としての出漁数は少ないということです。たくさん獲れるのならもっと出漁して、全体の量が上がってもよいのではないかとは思いますが。やはり全体として獲れないということは、このデータからは見えない理由があるかとも思いますので、この辺の情報収集していただいて、対策が必要かどうか、状況を見ていくべきではないかなと思われまます。
- 高田委員 ここ数年、漁期がこの許可期間に合わなくなってきました。去年の水揚げ傾向をみると、秋口に向かって定置では水揚げが増えてきました。いつもの漁期をはずれています。こ

ます。

続きまして、(2) 協議事項 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針、制限措置及び条件について、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針、制限措置及び条件について御説明いたします。

お手元に、右肩に資料 3 と資料 3 別紙と書かれた資料をご用意ください。

まずは資料 3 を御覧ください。

本件の背景としては、知事許可漁業には漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定められた中型まき網漁業と小型機船底びき網漁業と、静岡県漁業調整規則で定められた小型まき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業等の 20 の漁業種類がございます。資料では 19 漁業種類とありますが、20 漁業種類の間違いです。訂正をお願いいたします。

現在の知事許可漁業の許可の有効期間は令和 6 年 8 月 31 日までなので、令和 6 年 9 月 1 日付けで許可証を更新する必要があります。

許可の更新に当たり、知事許可漁業の取扱方針等を定め、この取扱方針等に基づいて新たな許可証を発給する必要があります。

なお、知事許可漁業の取扱方針等には資料にあるとおり、①から③の項目がございます。今回はこの 3 つの項目について御協議いただきたいと考えています。

知事許可漁業の取扱方針等を定めるに当たり、沿海漁協等に知事許可漁業に関する要望調査を行うとともに、その要望内容については、12 月に開催された海区漁業調整委員会で御協議いただいたところです。その中で資源保護や漁業調整の観点から支障がないと判断された「てんぐさ潜水器漁業」を、資料 3 の 2 ページの表の 1 番下にあるとおり、潜水器漁業の 12 番目の漁業種類として、新たに新設いたします。

それでは続きまして、協議事項について説明します。

まず①基本方針についてです。基本方針については、もう一つの資料、資料 3 の別紙の 1 から 2 ページに示しています。説明については資料 3 の 2 ページを御覧ください。

基本方針の変更点については、令和5年度から知事許可漁業によるうなぎ稚魚漁業の操業が開始されたことから、当該漁業に関する記述を追加いたします。

資料3の別紙の1ページを御覧ください。まず1基本方針の(1)許可漁業及びその種類については、うなぎ稚魚漁業は、静岡県漁業調整規則で、知事による漁業の許可を定めた、第4条第1項の第1号にあたることから、下線部のとおり修正しました。

次に、資料3の別紙の2ページの(6)短期許可等についてを御覧ください。同じくうなぎ稚魚漁業に係る修正点として、下線部のとおり、うなぎ稚魚漁業については、漁期ごとに制限措置の見直しが必要となるため、短期許可扱いとします。

なお、許可の有効期間については、漁業法の改正に伴い、漁業調整規則第15条第1項第1号において、3年だったものが5年になりました。しかし、前回、令和3年の一斉更新では、知事許可漁業への要望は多数あり、随時、漁業調整等を行い、許可内容に反映させるため、15条第2項の規定では、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができるとなっておりますので、知事許可漁業については、(6)短期許可等についての、1番上に記載があるとおり、引き続き、有効期間を3年といたします。以上が、基本方針についてです。

それでは、資料3の2ページにお戻りください。

続きまして、②漁業別の許可等の取扱方針についてです。漁業別の許可等の取扱方針については、資料3の別紙の3から9ページに示しています。漁業別の許可等の取扱方針の変更点については、資料3の2ページのとおりです。

まず、変更点の1つ目は、先程も御説明しましたが、潜水器漁業の漁業種類にてんぐさ潜水器漁業を追加しました。

資料3の別紙の7ページを御覧ください。資料を横にさせていただいて、資料左側の1番下にゴシックで(12)潜水器漁業を追加しています。

変更点の2つ目は、先程の基本方針と同様に、うなぎ稚魚漁業に係る記述を追加しました。

資料3別紙の3ページを御覧ください。

資料の中段下くらいに、下線部の通り、漁業名称、漁業種類名、許可又は起業の認可の取扱方針等について、それぞれ記述を追加しています。以上が、漁業別の許可等の取扱方針についての変更点です。

資料3の2ページにお戻りください。

最後に、③漁業別許可の制限措置及び条件についてです。

漁業別許可の制限措置及び条件については、別紙の10から36ページに示しています。説明は、資料3の2ページのとおりですが、制限措置につきましては、下線部のとおり、申請すべき期間と併せて、諮問事項となりますので、今回の3月か、その次の4月の海区漁業調整委員会で、正式に御諮りいたしますが、事前に御協議いただきたいため、今回、説明します。

なお、知事許可漁業の一斉更新に係るスケジュールにつきましては、資料3の4ページに示しています。

漁業別許可の制限措置及び条件の変更点の一つ目は、これまでの説明と同様に、潜水器漁業の漁業種類にてんぐさ潜水器漁業を追加しました。

資料3の別紙の36ページを御覧ください。

資料を横にさせていただいて、資料右側の漁業種類に、ゴシックで(12)潜水器漁業を追加しました。

また、潜水器漁業に係る変更点としては、同じく資料3の別紙の36ページの下線部のとおり、操業区域について、これまでは申請のあった区域だったものを、遠州灘沿岸の磐田市と浜名地区、上記以外に分け、それぞれ操業区域を定めました。

これは、現在も潜水器漁業は共同漁業権漁場内で漁業権対象種を狙って操業されているので、操業区域が変わるわけではなく、より漁業実態を反映させた表現にするためです。

なお、磐田市のみ申請のあった区域となっているのは、磐田市の遠州漁協には共同漁業権が設定されていないためです。

続いての変更点は、こちらもこれまでの説明と同様に、うなぎ稚魚業に係る記述を追加しました。

資料3別紙の13ページを御覧ください。資料の下段に、下線部の通り、記述を追加しています。

最後の変更点は、資料 3 別紙の 33 ページを御覧ください。

33 ページの 1 番下の小型定置漁業の小型定置網漁業について、下線部のとおり、条件として 1 許可 1 統とするを追加しました。これも、これまでから変更があったわけではなく、現在も 1 許可 1 統で操業しているので、漁業実態を反映させた表現となっています。

今後もこのように、少しずつでも漁業実態を反映させた表現にリバイスしていきたいと思っています。

以上が説明となります。御協議よろしくお願ひいたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、知事許可漁業の取扱方針等について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 協議事項 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針、制限措置及び条件について、原案のとおり了承します。

それでは、1 時間経ちましたので、ここで休憩といたします。

す。開始は、15時10分としたいと思います。

－休憩－

○鈴木会長

それでは再開します。続きまして、(3) 指示事項 アオウミガメ及びタイマイの採捕について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

資料4を御覧下さい。アオウミガメ及びタイマイの採捕に関する指示について御説明致します。

まず、経緯について説明します。世界的な環境問題への関心の高まりを背景として、野生水産動植物の保護について積極的な対応が求められる中、平成4年に水産庁からウミガメの保護について、海区漁業調整委員会の指示を行う等所要の措置を講ずるよう指導があったことから、同年よりウミガメ科3種（アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイ）及びその卵の採捕を原則として禁止する指示を発令しました。その後、平成26年4月1日から「アカウミガメ」が「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づく「指定希少野生動植物」に追加指定されたことを受け、本委員会においてご審議いただき、アカウミガメについては、海区指示を継続する必要性がなくなったことから、平成26年5月にウミガメ科3種及びその卵を対象としていた従来の指示を廃止し、対象をアオウミガメ及びタイマイに変更してあらためて採捕禁止指示を発令し、以後、指示を更新しております。

下段の「Ⅱ 今後の取扱いについて」を御覧ください。

「静岡県希少野生動植物保護条例」を所管する自然保護課は、アオウミガメ及びタイマイを条例に基づく「指定希少野生動植物」に追加指定する考えはないとのことでした。

そこで、今回の指示も、現行の指示内容で、有効期間をこれまでと同様に、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としたいと思います。了承いただけましたら2頁から8頁のとおり県公報にて公示する予定で、下線が引かれている日付の部分が今回の変更箇所となります。

資料4の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 伊藤事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行の指示内容を継続することについて、御審議いただきたいと存じます。
- 鈴木会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。
- 西原委員 日吉委員に聞きたいのですが、底網は使っていますか。
- 日吉委員 伊豆に1ヶ統だけあります。
- 西原委員 底網の場合は、ウミガメが死ぬ可能性が高いです。箱網の場合は放流できます。なので、網屋とも話をしたことがあるのですが、いずれ禁止されるかもしれないと聞いています。
- 日吉委員 救護式の筒がついた網もあります。水産庁の事業であったと思います。
輸出とかするときには、鯨類とかカメのこととかはうるさいですが、国内でしたらそんなに問題ないと思います。
静岡県の定置では、小型も含めて、おそらく年間で700～800匹以上をリリースしているのではと思います。アオ、アカ、タイマイの、この3種類が入ることが多いです。あとは、アカウミガメとタイマイとのハーフも入ったりします。甲羅がきれいです。
- 西原委員 御前崎は産卵場所になっていますので、アカウミガメがほとんどです。アオはほとんど見ないです。
- 日吉委員 アオは港の中に住んでいたりします。
- 西原委員 三重県とか土佐の方に行くと食べたりもするそうです。
- 日吉委員 他には、ぶりおとしにカメが入って呼吸ができない場合があります。

定めています。また、操業に際しては、ながらみの生態学的知見が乏しいこと、資源状況を注視する必要があることから、モニタリング的な調査を継続して実施することとしています。

今回御報告するナガラミ漁業は遠州漁協所属船に関するものとなります。

図1を御覧ください。棒グラフはナガラミの漁獲量を、折れ線は1日1隻あたり漁獲量、CPUEとありますが、これを示しています。遠州地区におけるナガラミの漁獲状況につきましては、平成22年以降は、漁獲量が10トン以上、CPUEは50kg以上でしたが、平成27年には大幅に減少し、平成28年と令和元年にはほとんど獲れませんでした。平成28年と令和元年に漁獲量が著しく低下したことから、翌年の許可証の発給を停止し、特別採捕による資源状況のモニタリングを実施しました。

また、令和3年においても前年に引き続き、特別採捕によるモニタリングを継続しています。

そして、令和3年のモニタリングの結果、本委員会で知事許可漁業として操業可能と判断されたことから令和4年には許可証を発給しておりますが、昨年令和5年に、近年の漁獲量やCPUEから、判断基準を厳しくして、抑制的に操業した方が良いということから、再び許可証の発給は停止し、特別採捕によるモニタリングを実施することになりました。

令和5年の漁獲の状況については、図1を見ていただきたいのですが、ながらみのCPUEは令和5年は16kgとなり、昨年、一昨年の結果を下回りました。

続きまして、2ページを御覧ください。漁期中の1隻あたり漁獲量については、おおむね2～35kgで変動がありました。またその下の殻径組成では、令和5年の殻径組成は、推定2歳以上の殻径26mmの個体でピークが見られており、昨年生まれの殻径10mm台の1歳も認められておりました。

また、3ページの表1を御覧いただきたいのですが、2年前の委員会で鈴木伸洋委員から成熟に関する知見についても収集するべきとの御意見をいただきましたので、操業ごとに漁協さんの方でナガラミ10個体を茹でた後、殻を取り除いた個体を写真撮影し、県庁に提出いただき、その写真から

成熟状況を推定いたしました。

こちらの調査は、まだ始めたばかりなので、引続き継続し、資源状況や操業条件等を検討するために活用していきたいと思っています。

それでは報告事項に移ります。令和6年のナガラミ漁業について、昨年12月に遠州漁協から当該漁業許可を受けたい旨の要望書が提出されております。4ページを御覧ください。要望書では過去の許可と同じ区域、期間で許可願いたいというものです。

しかし、令和5年の漁模様等から資源状況は良くなっていないと考えられます。また、近年は漁獲量の変動が極めて激しいことから、令和6年漁期から5年以上は許可証の発給は行わず、特別採捕によるモニタリングを継続したいと考えています。

特別採捕によるモニタリングを実施するにあたっては、以下の(1)、(2)の通り指導します。

まず、(1)では若令貝の保護による資源管理のため、殻径25mm以下の個体は放流します。続きまして、(2)では資源状況をモニターするため、①殻径の測定と、②写真撮影による成熟・産卵状況の確認をします。

以上で説明を終わります。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○安間委員

自分の所なので発言させていただきます。今回は現行のままですとありますが、現場からは漁業の期間でなく、操業の日数で検討してもらえるとありがたいという意見があります。環境変化を考慮してもらいたいとのことだと思います。

昨年、フグの関係で3県の申し合わせの会議に出たのです

が、愛知・三重からは、フグの獲れる時期が変わっているので、漁期を2週間前倒しにして欲しいとのことでした。結果的にはそれぞれの県で独自にとのことでした。

遠州でも量が少ないですので、一昨日、若手の衆を呼んで、セミナーをやりました。その折に、漁の時期を検討したいと。また、作業時間も午後にとありました。講師として全国的に頑張っている数名の方から話をしていただいたのですが、これまで漁業が「きつい、きたない、きびしい」の3Kでしたが、そこでは「稼げる、きれい、かっこいい」の話がでて、その中で、漁の時期についての話がでました。それについては、この海区委員会の中で協議することですので、今後また議論していけたらと思います。

○鈴木伸洋委員

ナガラミに関して事務局にお伺いします。採捕期間は4月1日から5月31日とのことでしたが、ナガラミに関しては、このような時期に御提案のようなモニタリング調査を継続することで、特別採捕を行うということだと思います。

それについて私は、そろそろモニタリングについては、ある程度の結論が出ていると感じます。おそらく5月はナガラミの産卵盛期です。この時期にこのようなモニタリング調査をすることは重要です。

ですが、最終的に漁業への移行を考えると、このモニタリング調査が参考になるかどうか疑問に思います。自分の提案としては、4月前くらいが良いのではないかと思います。以前、水技研に調査を頼まれて、サンプルをいただいて採捕期間のデータを見ました。その中で、生殖腺を見ましたが7月には産卵がほとんど終わっている状態でした。このような資源状態のときは、しっかりと産卵を確保しておく必要があります。そのことからどのようなモニタリングをするか検討する必要があります。と思います。

もうひとつですが、私は4月から7月のサンプルしか見ていないのですが、少なくともこの期間に産卵した個体が再度産卵をすることはありえません。すなわち、これらの個体は、集中的に産卵する可能性が高いです。なので、このような時期にしっかりと産卵させないと、資源は守れないのではないかと思います。このままの形でモニタリング調査をすること

は、本当に良いのだろうかと感じます。御検討のほど、よろしく申し上げます。

○永倉主任 時期とあわせてモニタリングの期間について検討させていただきます。

○鈴木会長 このような返答でよろしいでしょうか。

○鈴木伸洋委員 そうですね。最終的には、事務局の御判断になるかと思えます。

資料のグラフに関しては、水技研及び、当時の事務局の方と私も関係しているところもあるので、この時期にほとんど産卵していることが分かっていますので、そのままこういうことを続けても同じような結果になるので、次の議論に進んでもよいのかなと思いました。

○鈴木会長 私は貝に関しては素人であるので、今、先生の話聞いて納得するところがありました。このことについて、事務局の方も、それを考慮に入れて、もう一度検討してみてください。

○安間委員 伸洋委員の言ったとおりです。成長と産卵の時期がずれているのではという現場の意見があります。やはり成長したときに獲らせていただきたいというのが根底にありますので、よろしく申し上げます。

○影山委員 この問題については、一昨年に良いデータが出たので許可としました。しかし、昨年はデータを見て、えらくがっかりしました。これは判断が間違っていたと反省しました。ですが、これは自分たちで管理ができる資源ですので、有効な保護策をしっかりとって、安定した漁業ができるようにしたいです。

そういう中で、これまでのように、特別採捕で漁獲量、CPUEを調べるだけで資源の状況を評価するのはうまくできないことが今回はっきりしたと考えています。漁期中のCPUEが減少傾向であれば、だいたいどれくらい資源があったとか、資源レベルはどれくらいであるのとかを把握できると

本来考えていたのですが、今のこのデータの取り方で、資源の水準を判断するのは実際はうまくないです。

そうすると、的確な判断をして、適正な保護していく上では、もう少しこの資源の生態に合ったデータの取り方を工夫をして、しっかり資源の評価をして、適切な管理をするということです。そのために、データの取り方や分析の仕方を改善していく必要があるかと思います。

そういう全体量を中心とした見方の他に、伸洋委員からも発言があった、産卵生態等に関しても含めて、産卵個体や小型のものを保護するといったことも重視して検討していくべきだと思います。

もう少し丁寧に情報を取って、きめ細かい管理策を検討していかないと、また漁業を拡大していく判断も今後できないかと思えますので、その辺について、今後も情報を増やしながら検討をして欲しいと思います。身近で、自分たちで管理できる資源ですので、そういう方向で漁業者の方と一緒にあって、検討して欲しいと思います。

○西原委員

伸洋委員と影山委員の意見のとおりだと思います。私の記憶が正しければ、地頭方や相良地区でも昔からナガラミを獲って食べていましたが、昔は船ではなくて、人力で獲っていました。食べた記憶は、10月、11月頃の祭りの頃で、それ以外は獲っていた記憶がないです。昔は貝は卵を持つと当たりやすいと言われていて、秋頃からしか食べていない記憶があります。

昔はナガラミがたくさんいました。ハタミも足の踏み場ないくらいいました。獲るようになってからこれだけ減りました。

なので、影山委員も言われたとおり、データの取り方がそのままで良いのかという疑問も出てきます。他県の例も参考にして、やってもらいたいと思います。

○李委員

水産社会学の分野なので、生態よりは漁業者のコミュニティの方の話ですが、ナガラミの漁業をしなくなった漁業者は、今はどのような感じですか。この漁業をやらなくなってどうなったのかなど、その後の現場の声があったらお伺いし

たいです。

この辺の情報があまりないかなと思っていて、この漁をやらなくても良い状態なのか、資源がないことに影響があるのか、教えていただきたいです。

○永倉主任

ナガラミ漁業をやっている方が、他にどのような漁業に従事しているかは正確には分かりません。それは今後調べさせていただきます。ですが、毎年要望として上がっているの、地域に根付いていて、流通先があり、要望が強い漁業だとは思いますが、やらなくても問題ないというものでは決まっていなと思います。先程のように、漁業時期を検討したりなど、漁業自体をなるべく存続できるようにしていきたいと思っております。

○李委員

我々が注目しているのは、ナガラミ漁師のやりがいなどになります。その辺も含めて、漁師の今後はどんな感じですか。

○安間委員

ナガラミが減っていて、仕事にならないというのは確かです。この商売を辞めたいという意見も多いです。これは、どこもそうだと思いますが、そういう傾向です。

○鈴木会長

他にございませんか。アオリイカもナガラミもそうですが、資源管理も大事ですが、漁業者が漁業をやっていく以上、ちょっと時期をずらせばある程度量がとれる、というのであれば、これを話し合う前に、ずっと決まっている期間で行うのではなくて、海区の前に漁業者に投げかけることもありかと思っております。海区は漁業者を縛る会ではないので、その辺をまた県の方で検討をお願いしたいです。

それでは、御意見が出尽くしたようですので、このことについて、以上とします。

最後に事務局から次回開催についてお願いします。

○市川主任

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は3月5日（火）、開催場所は、静岡県庁を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 するめいかに関する令

和 6 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、等を予定しております。よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

次回海区については、3月5日（火）ということですので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第 22 期 22 回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

(終了：16：40)


予
の
し
し
し

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和6年1月24日

議長 鈴木 精 

議事録署名人 原 剛 

議事録署名人 渡邊 俊了  印



Faint handwritten text in the center of the page.



Faint handwritten text in the center of the page.



Faint handwritten text in the center of the page.

